

令和2年4月21日

生徒の皆さん、保護者の皆様へ

三重県立いなべ総合学園高等学校  
校長 早川 巖

## “新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」 を受けた対応について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。  
令和2年4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出されたことや県内でも新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることをふまえ、県民の皆様の“命と健康”を最優先に考え、今後取り組むべき対策である「三重県緊急事態措置」が示されました。

つきましては、「三重県緊急事態措置」に基づき、本校においても下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 生徒の皆さんの行動

##### (1) 外出自粛

生活の維持に必要な場合\*を除き、外出自粛の徹底が求められています。

以下の①から③について、不要不急の移動自粛をお願いします。

- ① 県境を越える移動
- ② 県内における移動
- ③ 特に大型連休期間中における移動

また、あらためて「3つの『密』」が濃厚な形で重なる場所であるカラオケ、ライブハウスなどの遊興施設等への外出を控えてください。

\* 生活の維持に必要な場合：医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩等

##### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染者等に関して、インターネット上の掲示版やSNS等において、個人や企業に対する事実でない情報の流布が散見され、中には個人の特典、人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先や行動先への風評被害が懸念されるような情報が見受けられます。

個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷を決して行わないようにしてください。

## 2 学校の対応

県教育委員会から「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組」について通知があり、感染拡大防止のため、職員同士の接触機会の低減に向けて、4月20日（月）より職員の在宅勤務を開始しました。

そのため、当面の間、年次室等にお電話がつかない場合は、学校の代表番号までご連絡いただきますようお願いいたします。

## 3 登校日

4月24日（金）、27日（月）に予定していた登校日を中止にしました。

急を要する相談等で、どうしても登校が必要な場合は、事前に学校へご連絡ください。

- 三重県ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」（以下のリンクを参照）にも「三重県緊急事態措置」にかかる資料が掲示されています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066.htm>